

福島大学行政政策学類後援会会則

制定 昭和 63 年 4 月 7 日

(目 的)

第 1 条 本会は、福島大学行政政策学類(以下「本学類」という。)の教育活動、学生の勉学・就職・福利厚生のための諸活動を援助し、会員相互の親睦、学類と家庭との緊密な連絡・交流を深め、本学類の充実・発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、福島大学行政政策学類後援会と称し、事務所を福島大学行政政策学類内に置く。

(事 業)

第 3 条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
一 学生の勉学と諸活動及び福利厚生に対する助成
二 学生の就職開拓・就職指導等に対する助成
三 会員相互の親睦及び学類と家庭との連絡・交流
四 教職員の教育・研究及び福利厚生に対する助成
五 教職員及び学生の慶弔
六 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 4 条 本会は、本学類及び大学院地域政策科学研究科の学生の保護者(学生が社会人及び外国人留学生の場合は、本人を含む)及びこの趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 2 名
- 三 理事 8 名以内
- 四 監事 2 名

(役員を選任及び任期)

第 6 条 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から選出する。
2 役員は、任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 7 条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。
一 会長は、会務を総理する。
二 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
三 理事は、会務の運営にあたる。
四 監事は、会務を監査する。

(役 員 会)

第 8 条 本会の運営、企画及び重要事項を審議するため役員会を置き、次の事項を審議する。

- 一 事業計画及び予算案
- 二 事業報告及び決算案
- 三 その他、重要な事項

(総 会)

第 9 条 本会の最高決議機関として、総会を置く。
2 総会は、毎年 4 月に開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- 一 事業計画及び予算
- 二 事業報告及び決算
- 三 会長、副会長、理事及び監事の選出
- 四 会則の改正
- 五 入会金及び会費の額
- 六 その他、重要な事項

(顧 問)

第 10 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。
2 顧問は、役員会において推薦された者を、会長が委嘱する。
3 顧問は、会務の処理に関し、会長の諮問に応ずる。

(経 費)

第 11 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入による。
ただし、外国人留学生については、入会金及び会費を免

除することができる。

(事務の処理)

第 12 条 本会の庶務及び会計事務を処理するため、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、会長が委嘱する。

(事 業 年 度)

第 13 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(細 則)

第 14 条 会長は、会務を処理するために役員会の議を経て、細則を作ることができる。

(会則の改正)

第 15 条 本会則の改正は、総会の決議によらなければならない。
附 則

- 1. 平成元年 4 月 7 日一部改正
- 2. 平成 5 年 4 月 7 日一部改正
- 3. 平成 13 年 4 月 6 日一部改正
- 4. 平成 17 年 4 月 7 日一部改正

福島大学行政政策学類後援会細則

第 1 条 福島大学行政政策学類後援会会則第 14 条に基づき、この細則を定める。

第 2 条 本会の役員は、会の安定的な運営を考え、原則として子弟の卒業に伴って行われるものとする。

第 3 条 本会の顧問の構成は、学類長、教育研究評議員、学生生活委員、広報委員各 1 名で、計 4 名の行政政策学類教員とする。

第 4 条 本会に次の帳簿を備える。

- 会員名簿
- 記録簿(支出決議書等)
- 会計簿

第 5 条 会費の納入は、納入事務の簡素化を考え、入会時に 4 年分を前納するものとする。なお、子弟の退学等により会員が退会する場合は、前納した年会費のうち、入学時からの年数に相当する年会費を控除した額を返還する。

第 6 条 学生が学類昼間主に所属する保護者会員は、入会金として 5,000 円のほか、年会費 3,000 円を納めるものとする。

2 学生が学類夜間主に所属する保護者会員は、入会金 2,000 円のほか、年会費 2,000 円を納めるものとする。

第 7 条 行政政策学類集中講義・非常勤講師等当該学類への来訪者の対応に要する費用は 10,000 円とする。

第 8 条 当該学類として必要な対外的交渉、応対等に要する経費については、原則として顧問(学類長)が具体的支出を決定する。ただし必要に応じて学類長は、評議員ないし他の顧問と相談のうえ決定するものとする。

第 9 条 本会の事業を行うための旅費については、国家公務員の旅費に関する規程に準じて支給することができる。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 6 日から施行する。

この細則は、平成 14 年 9 月 20 日から施行する。

この細則は、平成 17 年 4 月 7 日から施行する。

この細則は、平成 30 年 9 月 8 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 3 月 26 日から施行する。